

京都市市税に係る返還金の取扱要領

1 目 的

この要領は、「京都市市税に係る返還金の取扱要綱」（以下「要綱」という。）による市税に係る返還金の交付の実施のための基準及び細目について定め、その円滑な運営に資することを目的とする。

2 返還対象者

(1) 返還対象者

要綱第3条に規定する返還対象者は、次に掲げる者とする。

ア 納税者のうち、次のいずれかに該当する者

(ア) 市長が納税者からの申出による調査の結果返還金を支払うことが適当であると認めた者

(イ) (ア)以外の者で市長が調査等の結果返還金を支払うことが適当であると認めた者

イ アの相続人。ただし、相続人が複数あるときは、相続人の代表者

ウ 返還金が生じる原因となる瑕疵ある徴収金の発生に係る課税客体が共有である場合の共有者の代表者

(2) 相続人代表者届出書及び共有代表者届出書の提出

ア 2(1)イの相続人の代表者は、市長に対し、当該相続人全員の氏名を記載した様式第1号による相続人代表者届出書を提出するものとする。ただし、市長が当該届出書の提出が不要であると認める場合は、この限りでない。

イ 2(1)ウの共有者の代表者は、市長に対し、当該共有者全員の氏名を記載した様式第2号による共有代表者届出書を提出するものとする。ただし、市長が当該届出書の提出が不要であると認める場合は、この限りでない。

3 適用基準

固定資産税及び都市計画税において、要綱第4条に規定する瑕疵は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅用地の認定誤り（当該住宅の内部の改装等により住宅としての利用状況に変更が生じた場合で、かつ、京都市市税条例（以下「条例」という。）第59条第1項及び第2項の規定による住宅用地に係る申告が正しく行われなかった場合に係るものを除く。）
- (2) 都市計画施設予定地に係る補正率の適用誤り
- (3) 所有者の認定誤り（未登記であり、かつ、所有者の届出が正しく行われていない土地若しくは家屋に係るもの又は登記名義人が死亡している土地若しくは家屋に係るものを除く。）
- (4) 同一の固定資産に対する二重課税の誤り（条例第58条の規定による償却資産の申告が正しく行われなかった場合に係るものを除く。）
- (5) 家屋の滅失の認定誤り（滅失登記が正しくされなかった場合に係るものを除く。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本市の責めに帰すべき課税誤り（虚偽の申告、不申告、調査拒否等の納税者の責めに帰すべき事由により生じた場合に係るものを除く。）

4 返還金の算定

要綱第5条第1項第1号に規定する「返還すべき瑕疵ある徴収金の相当額」及び同項第2号に規定する「利息相当額」の算定は、市長が行うものとする。

5 返還対象者への通知

市長は、返還金がある場合、様式第3号により返還対象者に通知するものとする。

6 返還金の範囲等

(1) 要綱第5条第1項第2号に規定する「利息相当額」を計算するときの起算日について、返還対象者に係る記録等があり納付又は納入の日が明らかな場合は当該納付又は納入の日の翌日とする。

(2) 要綱第5条第1項第2号に規定する「利息相当額」を計算するときの計算期間について、月数が6月以上は1年として、6月未満は0.5年として算定するものとする。

(3) 返還金の対象とする範囲は、次に掲げる場合に応じて、それぞれ定める日の属する年度の初日において、当該瑕疵ある徴収金の発生した年度の法定納期限の翌日から起算して20年を経過していない年度分とする。

ア 2(1)ア(7)の場合 この要領に基づき返還金を返還すべき旨の納税者からの申出があった日

イ 2(1)ア(4)の場合 この要領に基づき返還金を返還すべきことを市長が知った日

7 返還金の端数計算

(1) 市長は、要綱第5条第1項第1号に規定する「返還すべき瑕疵ある徴収金の相当額」に係る端数計算については、地方税法等の規定を準用するものとする。

(2) 市長は、要綱第5条第1項第2号に規定する「利息相当額」の算定については、地方税法の還付加算金に関する規定を準用するものとする。

8 関係書類の保存

返還金に係る関係書類の保存は、30年とする。

9 その他

(1) 市長は、返還金を支出した後において、当該返還金の額の計算に誤りがあったため、その支出した返還金の額を増加する必要があるときは、当該返還金に係る返還対象者に、当該増加すべき額を支払うものとする。ただし、市長が、当該

返還金の額の計算に誤りがあったため、その支出した返還金の額を増加する必要があることを知った日又は当該返還金に係る返還対象者からその旨申出があった日において当該返還金の支出のあった日後5年を経過したものについては、この限りでない。

(2) (1)の増加すべき額の算定については、6(1)及び(2)並びに7を準用する。

10 事務の取扱い

この要領で市長が行う事務は、還付の手續に準じて取り扱うものとする。

11 施行期日

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

相続人代表者届出書

下記の被相続人に対する に係る返還金を受領する代表者を下記のとおり指定します。

令和 年 月 日

(宛先) 京都市長

被相続人	住所					
	氏名		死亡年月日	年 月 日		
相続人の 代 表 者	住所					
	氏名		続柄		相続分	
相 続 人 の 住 所 ・ 氏 名	住所					
	氏名		続柄		相続分	
	住所					
	氏名		続柄		相続分	
	住所					
	氏名		続柄		相続分	
	住所					
	氏名		続柄		相続分	
	住所					
	氏名		続柄		相続分	
	住所					
	氏名		続柄		相続分	
	住所					
	氏名		続柄		相続分	

- [記載要領]
- (1) 相続人全員の住所、氏名を記載すること。
 - (2) 「被相続人の住所」は、死亡時の住所を記載すること。
 - (3) 「続柄」は、被相続人との続柄を記載すること。
 - (4) 「住所」欄には、住所又は居所を記載すること。

共有代表者届出書

下記 に係る返還金について、下記の者を共有者全員の代表者として選任し、代表者が返還金支払請求、受領及びこれらに関する一切の権限を行使することを届け出ます。

令和 年 月 日

(宛先) 京都市長

代表者住所

代表者氏名

共有代表者以外の共有者の氏名及び住所			
住所		氏名	
住所		氏名	
住所		氏名	
住所		氏名	
住所		氏名	
住所		氏名	

※固定資産税に係る返還金の場合のみ記入

資産の所在地	資産の種別	地番又は家屋番号
	土地・家屋	
	土地・家屋	
	土地・家屋	
	土地・家屋	

住 所		整理番号	
(納税者コード)			
氏 名			

		返			還	金		明	細		
年度	期別	算 出 基 礎			収 納 日	返還すべき税等の相当額		利 息 相 当 額			
		種別	納付又は 納入済額	納付又は納 入すべき額		税 額	延 滞 金	計 算 期 間	年 数	金 額	
		本税	円	円				自 年 月			
		延滞金	円	円		円	円	至 年 月	年	円	
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月			
		延滞金						至 年 月			
		本税						自 年 月	</		